東京、昭46不68、昭47.10.17

命　　令　　書

申立人　　X

被申立人　　学校法人東海大学

主　　文

本件申立を棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人Ｘは、昭和38年４月に被申立人学校法人東海大学の付属工業高等学校（静岡県清水市）に、教諭として就職し、41年４月ごろ同大学本部事務局管財保全課の事務員にかわり、さらに43年10月以降同大学工学部電気工学科の実験補助員として勤務していた者である。

⑵　被申立人学校法人東海大学（以下「大学」という）は、肩書地に本部を置き、平塚、東京、札幌、福岡等に文学部、工学部ほか６学部および大学院を有し、その他各地に短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園等を設置しており、その教職員数は約2,000名である。なお、東京、茅野、札幌に置かれている高等学校の教職員を中心とする労働組合が３つあるが、Ｘが勤務していた前記職場には、労働組合に加入している者はいなかった。

２　申立人の離職について

⑴　45年８月大学が職員による自衛消防隊を編成し消防訓練をおこなった際、Ｘは突然室内から上半身裸体でとび出してきて「火事はどこだ」などといいながら自衛消防隊の作業に加わった。このため混乱が生じ消防訓練は中止された。またＸは同年10月の学園紛争中に、ヘルメットを着用して入退門しようとしたため守衛とのあいだでもんちゃくを生じ、自ら電話をかけて警察のパトロールカーの出動を要請したことがあった。

⑵　大学はこのヘルメット着用問題が生じたのち、Ｘに円満退職してもらおうとし、もともとＸが就職する際には大学関係者からとくに依頼があったことなどの事情もあるところから、大学では同月下旬にまずＸの母親に諒解を求めた。その際Ｘの母親は、Ｘの退職については46年３月末日まで待ってほしい旨を大学に要望した。

⑶　46年３月３日、Ｂ１事務局次長とＢ２総務課長は大学の命によって、Ｘに対して退職を勧め、Ｂ２らはその後数回にわたってＸに退職の勧奨を繰り返えし、結局Ｘは３月20日自筆の退職届を作成して大学に提出し、同時に所定の退職金のほか割増退職金をも受領し、大学は３月31日付で同人の退職を発令した。

３　組合結成趣意書問題について

Ｘは、昭和46年３月３日、Ｂ２らから前記認定の最初の退職勧奨をうけたあと間もなくＢ２のところへ行き、「諸君！労働組合を結成しよう」にはじまる字数約350字のＸの個人名義の文書（以下「趣意書」という）を、学内の掲示板に掲示することを許可してほしい旨求めた。

これに対して、Ｂ２は「組合ならいまある組合（大学本部に隣接する同大学の設置している高等学校の教職員が組織する東海大学教職員組合を指す）といっしょにやったらどうか」と言い、また、文書が個人名儀であったところから「個人名儀の文書の学内掲示は許可していない」との理由を述べて、趣意書の掲示を許可しなかった。その後、Ｘが組合結成について大学と接触したことはない。

第２　判断

１　申立人の離職について

⑴　申立人Ｘは自己の離職は強迫をうけて退職届を書かされたもので、実質的には解雇であり、それはＸが労働組合を結成しようとしたことが原因であると主張し、被申立人はＸの離職は任意退職であり不当労働行為には当らない、と主張する。

⑵　Ｘの離職は大学の再三再四の退職勧奨によるものとはいえ、自ら退職届を作成して提出し特別に割増退職金をも受領しており、同人の自発的意思によるものではないと認めるべき疎明はない。のみならずＸは本件が組合を結成しようとしたことを原因とする解雇であり、Ｘは昭和46年２月ごろから組合結成の意思のあることを大学のＢ３厚生課長（当時）に述べていたというけれども同人がＢ３にそのように述べた事実は認められない。

大学がＸに対して退職を勧奨しようとする意思を固めて、それにそって動き出したのは、Ｘが「趣意書」の学内掲示の許可をＢ２に求めた46年３月３日より数ヵ月以前の45年10月下旬からであること、大学がＸの組合結成の意思なり活動なりを初めて知ることができたのは、同人がＢ２に「趣意書」の学内掲示の許可を求めに来たときであり、それは大学が同人に最初の退職勧奨をおこなったあとであること、その後Ｂ２らによりＸに対する退職勧奨がおこなわれた際においても、誰からも組合結成についての話は全く出ていないことなどから、Ｘが離職するにいたった事情は同人の組合結成活動とは関連のないものと認められるので、申立人の主張は採用できない。

２　組合結成趣意書問題について

申立人Ｘは、同人が前記「趣意書」の掲示の許可をＢ２に求めた際、Ｂ２が「いまある組合といっしょにやったらどうか」と述べたことは、組合を結成することに対する支配介入であると主張するが、前後の事情からみて、このＢ２の発言は、突然にＸが組合結成趣意書を提示したことの真意を図りかねての発言とみられ、大学がＸのおこなう組合結成活動に対し支配介入したものとは認められない。

また、申立人Ｘは、大学が「趣意書」の学内掲示を許可しなかったことは、組合結成活動に対する支配介入であると主張する。しかしながら、大学は個人名義の文書の学内掲示は、許可しないとの従来の慣行に照らして許可しなかったもので、他意があったも

のとは認められない。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、申立人の主張している大学の行為はいずれも不当労働行為には該当しない。

よって労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和47年10月17日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼